



区分	要件	支援内容
制度融資	<p>【中小企業融資(運転・設備資金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人：市内に引続き1年以上居住している 法人：市内に引続き1年以上事業所(本店)を有している</li> <li>②1年以上同一事業を引き続き経営している中小企業者である</li> <li>③市税の滞納が無い</li> <li>④奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる</li> <li>⑤資金の用途が明確である(開業資金は不可)</li> <li>⑥融資金の返済の見込みが確実である</li> <li>⑦本融資制度を利用していない(借換は、残り期間及び残高が当初融資額の1/2以下となっていること)</li> <li>⑧本融資制度の保証人となっていない</li> <li>⑨許可、認可等必要な業種は許可、認可等を受けている</li> <li>⑩暴力団、暴力団員等でない</li> </ul> <p>【中小企業融資(創業資金)】</p> <p>これから新たに事業を営むもの又は営んでから1年未満のものであって、次の要件を備えているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人：本市の住民基本台帳に記録されている住所を有している 法人：市内に登記の事業所を有している</li> <li>②創業関連保証制度(奈良県信用保証協会)の信用保証を受けることができる</li> <li>③～⑩ 運転・設備資金同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○信用保証料の7割を市が補助</li> <li>○貸付利率の0.8%を市が補助</li> </ul> <p>&lt;融資限度額・融資期間&gt;</p> <p>【中小企業融資(運転・設備資金)】</p> <p>※申し込みできる資金は運転資金又は設備資金のいずれかに限る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転資金 (限度額) 1事業者につき500万円以内 (返済) 48ヶ月以内</li> <li>・設備資金 (限度額) 1業者につき1,000万円以内 (返済) 60ヶ月以内(据え置き6ヶ月以内)</li> </ul> <p>【中小企業融資(創業資金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援資金 (限度額) 1事業者につき1,000万円以内 (返済) 60ヶ月以内(据え置き6ヶ月以内)</li> </ul>
税制優遇	<p>県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円以上)</p>	<p>固定資産税の課税免除(家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間</p>